

官報

号外 昭和四十四年五月二十三日

○第六十二回 参議院會議錄第二十五号

昭和四十四年五月二十三日(金曜日)

午後三時十八分開議

○議事日程 第二十六号

昭和四十四年五月二十三日

午前十時開議

第一 日本国とフィリピン共和国との間の国際郵便物の交換に関する協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)
第二 プレク・トノット川電力開発かんがい計画の実施工事のための贈与に関する日本国政府とカンボディア王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、会期延長の件
以下 議事日程のとおり

○議長(星宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る十六日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 小枝 一雄君
農林水産委員 小林 国司君
予算委員 渡辺 武君
決算委員 須藤 五郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

昭和四十四年五月二十三日 参議院會議錄第二十五号 議長の報告

名した。

地方行政委員 小枝 一雄君
農林水産委員 小林 国司君
予算委員 渡辺 武君
決算委員 須藤 五郎君

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を建設委員会に付託した。

建設法の一部を改正する法律案
同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を内閣委員会に付託した。

交通安全対策委員会設置法案(久保三郎君外十五名提出)

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

千九百六十八年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

海外移住事業団法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

北方領土問題対策協会法案
中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案
有線放送電話に関する法律及び公衆電気通信法の一部を改正する法律案

公営住宅法の一部を改正する法律案

行政機関の職員の定員に関する法律案

同日国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

千九百六十八年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

海外移住事業団法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

千九百六十八年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

海外移住事業団法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

千九百六十八年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

海外移住事業団法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

千九百六十八年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

海外移住事業団法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

千九百六十八年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

名した。

予算委員 山本伊三郎君
同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

災害対策特別委員 鈴木 力君
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

災害対策特別委員 松本 英一君
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

地方行政委員 宮崎 正義君
大蔵委員 鬼丸 勝之君
社会労働委員 重政 庸徳君
運輸委員 山崎 五郎君
建設委員 柳田桃太郎君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

昭和四十四年五月二十三日 参議院會議録第二十五号 議長の報告 會議 会期延長の件

議院に送付した。

国立学校設置法の一部を改正する法律案（安永英雄君外一名発議）

同日委員長から左の報告書が提出された。

日本国とフィリピン共和国との間の国際郵便為替の交換に関する協定の締結について承認を求めめるの件議決報告書

プレク・トノット川電力開発かんがい計画の実施工事のための贈与に関する日本国政府とカンボディア王国政府との間の協定の締結について承認を求めめるの件議決報告書

同日内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員多田省吾君提出朝鮮問題に関する国連決議及び日米安保条約の事前協議に関する質問に対する答弁書

同日内閣から、財政法第四十六條第二項の規定による昭和四十三年度第三・四半期における予算使用の状況の報告を受領した。

同日内閣を経由して日本銀行政策委員会議長から、日本銀行法第十三条ノ第三十号の規定に基づく昭和四十三年日本銀行政策委員会年次報告書を受領した。

一昨二十一日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを公職選挙法改正に関する特別委員会に付託した。

公職選挙法の一部を改正する法律案
同日議長は、左の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 住友石炭鉱業赤平礦業所歌志内炭鉱におけるガス突出事故による災害状況を調査し、もつて今後の炭鉱保安対策樹立に資する。

一、派遣委員

阿具根 登 川上 為治
藤原 房雄 大矢 正

一、派遣地 北海道

一、期間 五月二十一日及び二十二日の二日間
(往復航空機利用)

一、費用 概算二二八、八〇〇円
右の通り議決した。よつて参議院規則第八十條の二により承認を求めます。

昭和四十四年五月十九日

石炭対策特別委員長 阿具根 登

参議院議長 重宗 雄三殿

昨二十二日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

参議院議長

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

参議院議長

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

参議院議長

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

参議院議長

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

参議院議長

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

参議院議長

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

参議院議長

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

参議院議長

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

参議院議長

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

参議院議長

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

参議院議長

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

参議院議長

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

参議院議長

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

参議院議長

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

参議院議長

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

参議院議長

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

参議院議長

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

参議院議長

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

ここに職権開会されたことはまことに遺憾でありまして、議長の反省を促したいと存じます。

さて、今回の会期延長については、自民党が成規のルールを踏まえ、突如として九十八日間を設け、しかも、各党に十分な連絡、話し合いもなく新聞に報道せられたことは、無謀と言わざるを得ないものであります。

かか常軌を逸した行動は断じて許すべきではありません。次いで、野党の反対と国民の批判を受けて、何の根拠もなく、みずから七十二日間に変更し、これを強行に及んだことは、まことに不可解なものであります。

われわれは容認できないところであります。続いて本論に入りますけれども、国会法において通常国会は百五十日間に定められていて、この法の精神から申し上げますならば、この間に、予算案、法律案、条約等をこの会期内に議するといふことが立法趣旨であります。

その間に議了ができない状態が発生した場合、若干の会期延長が補充的にあり得るというが、この法の精神であります。したがって、一回だけ延長が認められては断じてないのであります。ましてや、今回のような延長が通常国会の会期の三分の二の延長については、無謀であり、非常識であると言わなければなりません。

今国会において、政府提出の法案が百八件のうち、現在わずか三十五件しか成立していません。ありますが、このことを国民は何と云うのでありましょう。だが何と云おうと、政府与党の責任であります。このことを国民は何とおわびするつもりか、私は、まことに遺憾と言わなければならぬのであります。衆議院においては、野党の一部において、慎重審議という名のもとに審議引き延ばしのあつたことは、これまた、まことに遺憾と言わなければなりません。(拍手)議会制民主主義といふものは多数を擁護しておればいかなることともな

し得るのだという専制的なものの考え方に、根本的に誤りがあるのであります。

ここで私は、特に衆議院の与野党の諸君に反省を求めたい問題は、何が何でも多数を頼んで通すという、この自民党の考え方、また、絶対に反対で通さない、そのために暴力も辞さないという、この考え方、これについては、国民の名において払拭しなければならぬと思います。わが民社党は、審議を十分行ない、その内容が国民にどう利益をもたらすものか、あるいは不利益を与えるものか、十分審議を尽くして国民に訴へ、国民の理解を求めていくことが必要であると思ふのであります。与党は野党の意見もすなおに聞き入れ、正当な修正には応じるといふ度量を持ち、われわれ野党は、国民を主体にして事に処するといふ、この考え方、この精神がなければならぬのであります。わが党は、この立場に立ち、議会制民主主義を基調として取り組んできたのであります。

この立場から考えるならば、今回の延長は、わが民社党こそ、どの政党よりも声を大にして反対を主張する権利と資格を有しておるのであります。しかし、現実、国民生活に係る重要法案が残されていることは、まことに遺憾と言わなければなりません。これに對しましては、早急に臨時国会を召集して議すべきであることを私は付言いたしまして、この延長の提案に對しましては、反対するものであります。

終ります。(拍手)

議長(重宗雄三君) 青島幸男君

青島幸男君登壇、拍手

議長(重宗雄三君) 私は、第二院クラブを代表いたしました。議題となつております会期の長期延長につきまして反対の立場から討論を行なうものであります。

さきの衆議院の本案に対する可決のやり方は、あれはだれが見ても常識を離れたおおよそ議会制民主主義とはほど遠いやり方であつたと、これは何びとも認めるものであると思ふます。政府と自民

党は、衆参両院とそれから各委員会においても多数の議席を保持しているというのをよいことに、論議、議論あるいは対話というものは一切無視して事を進めようというに思っています。これは議會制民主主義を根柢からくつがえすものである。

さきの国鉄運賃改正の法案につきましても同様なことと言えるわけですが、ろくに議事録もたないような状態のうちに、多数を頼んで強行採決をする。国民の間に一そう政治に対する疑念を植えつけました。少なくとも、良識の府である参議院におきましては、その名にふさわしい内容があつてしかるべきである、参議院の趣旨とその存在理由について深い反省と新たな決意を持つたばかりでございます。その舌の根もかわかぬうちに、またまた本件を、あのような衆議院の通り方をしたにも関わらず、無反省に本會議の議題とすることは、それもまた間違ひと私は信じております。政府並びに自民党の諸君は、口を開けば、国民は政府のやり方を信頼しておる、自民党支持と、このように言います。私もそれはそれをそのまま受け取つておるわけではございませんけれども、少なくともそう言うからには、あらためてその責任の大きさと法を守り、議會制民主主義を正しく推し進めるといふ真摯な態度と意欲を明らかにしなければならぬ。国民一人一人がそう思っているに違ひない私は確信しております。

ここで政府に深い反省を促しまして、私の討論を終る次第であります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) これにて討論の通告者の発言は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて、会期は七十二日間延長することに決しました。

た。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 日程第一、日本国とフィリピン共和国との間の国際郵便為替の交換に関する協定の締結について承認を求めるの件。

日程第二、ブレク・トノット川電力開発かんがい計画の実施工事のための贈与に関する日本国政府とカンボディア王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件。

(いずれも衆議院送付)

以上両件を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。まず、委員長長の報告を求めます。外務委員長山本利壽君。

審査報告書

日本国とフィリピン共和国との間の国際郵便為替の交換に関する協定の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十四年五月二十日

外務委員長 山本 利壽
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、フィリピンが万国郵便連合の郵便為替協定に参加しておらず、郵便為替の交換を実施することができない状態となつていたため、わが国とフィリピンとの間に二国間の協定を締結することとなつたもので、その内容は、郵便為替の表示通貨、料金の割当て、振出し及び払渡しの方法等双方の郵政庁が郵便為替の交換業務を行なうために必要な基本的事項について定めてある。この協定の締結により公衆の利便が増大することが期待されるので、妥当な措置と認められた。

一、費用

別に費用を要しない。

日本国とフィリピン共和国との間の国際郵便為替の交換に関する協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十四年四月二十五日

衆議院議長 石井光次郎
参議院議長 重宗 雄三殿

日本国とフィリピン共和国との間の国際郵便為替の交換に関する協定の締結について承認を求めるの件

日本国とフィリピン共和国との間の国際郵便為替の交換に関する協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国とフィリピン共和国との間の国際郵便為替の交換に関する協定

日本国政府及びフィリピン共和国政府は、両国間の国際郵便為替の交換に関する協定を締結することを希望するので、

下名は、このためそれぞれの政府から正当に委任を受け、次の諸条を協定した。

第一条

日本国とフィリピン共和国との間に郵便為替を常時交換する。

第二条

郵便為替の交換は、各郵政庁がこのために指定した局を経て行なわれる。

第三条

(1) 郵便為替の金額は、払渡国の通貨で表示する。ただし、この通貨は、両郵政庁が必要と認めるときは、その合意により変更することができる。

(2) 郵便為替一口の金額の限度は、両郵政庁間の合意により定める。

第四条

(1) 郵便為替の公衆による払込み又は公衆への払渡しは、それぞれの場合に応じ、振出国又は払渡国の法定通貨によつて行なう。

(2) 各郵政庁は、払渡国の通貨に対する自国の通貨の換算割合を定める。

第五条

(1) 各郵政庁は、この約定に基づく業務(払渡済通知を含む)に対して自己が徴収する諸料金を定める権能を有する。

(2) 各郵政庁は、自己が徴収した諸料金を取得する。ただし、各郵政庁は、自国で振り出され他方の国に通知される郵便為替の金額の二百分の一を他方の郵政庁に支払わなければならない。

第六条

郵便為替の振出し又は払渡しの方法及び条件は、振出しについては振出国の現行の規則に、払渡しについては払渡国の現行の規則に従う。

第七条

郵便為替の差出人は、振出しの際に、又は振出しの月の末日の後十二箇月以内に、その為替の払渡済通知を請求することができる。

第八条

(1) 郵便為替は、振出しの月の末日の後十二箇月の間は払い渡される。この期間内に払い渡されなかつた郵便為替の金額は、振出国の現行の規則に従つて処理されるため、振出国政府に返還する。受取人不明その他の理由により払い渡すことができなかった郵便為替の金額についても、同様とする。

(2) 郵便為替の払戻しは、その為替が払い渡されておらず、かつ、払い渡されることがないこと

昭和四十四年五月二十三日 参議院會議録第二十五号

日本国とフィリピン共和国との間の国際郵便為替の交換に關する協定の締結について承認を求めるの件外一件 六八二

が払渡郵政庁を通じて確認された後でなければ、差出人に対して行なつてはならない。

第九条

各郵政庁は、自己が郵便為替の直接交換を保持していない国と他方の郵政庁が郵便為替の交換を保持しているときは、両郵政庁間の合意により定める条件で、かつ、当該他方の郵政庁の仲介により、その国との間に郵便為替を交換することができ。

第十条

郵便為替に關する計算書は、両郵政庁が合意する条件に従つて、作成され、かつ、決済される。

第十一条

いずれの郵政庁も、特別な事情により、郵便為替業務の全部又は一部を一時停止しなければならない場合には、その事実を、必要なときは電信により、直ちに他方の郵政庁に通知しなければならない。

第十二条

この協定の実施を確保するため必要な事項は、両郵政庁間の合意により定める。

第十三条

(1) この協定は、各締約国により、それぞれの国内法上の手続に従つて承認されるものとし、その後、両締約国政府が合意する日に効力を生ずる。
(2) この協定は、いずれか一方の締約国が他方の締約国に対しこの協定を廃棄する意思を通告した後十二箇月を経過するまで、引き続き効力を有する。

本書二通を作成し、千九百六十八年六月二十六日に東京で、及び千九百六十八年八月八日にマニラで署名した。

日本国のために

三木武夫

小林武治

フィリピン共和国のために

E・バルマール

審査報告書

ブレク・トノット川電力開発かんがい計画の実施工事のための贈与に關する日本国政府とカンボディア王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十四年五月二十日
参議院議長 重宗 雄三殿
外務委員長 山本 利壽

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、カンボディアの首都プノンペン市の西方約七十キロの地点でメコン河の支流ブレク・トノット川に多目的ダムを建設し、一万八千キロワットの発電と五千ヘクタールの農業かんがいを実施しようとするカンボディア政府の計画に対し、わが国がその建設費の一部として四年間にわたり十五億一千七百四十万円の贈与を行なうこと、また、この贈与は、わが国からの生産物及び役務の購入に充てられること等を取り決めたものである。この協定の締結によりブレク・トノット川電力開発かんがい計画の実現が可能となり、わが国とカンボディアとの友好關係がいつそ促進されると期待されるので、妥當な措置と認めた。

二、費用

この協定を実施するため昭和四十四年度一般会計予算に初年度分として二億一千七十五万円が計上されている。

ブレク・トノット川電力開発かんがい計画の実施工事のための贈与に關する日本国政府とカンボディア王国政府との間の協定の締結に

ついて承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十四年四月二十五日

衆議院議長 石井光次郎
参議院議長 重宗 雄三殿

ブレク・トノット川電力開発かんがい計画の実施工事のための贈与に關する日本国政府とカンボディア王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
ブレク・トノット川電力開発かんがい計画の実施工事のための贈与に關する日本国政府とカンボディア王国政府との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

ブレク・トノット川電力開発かんがい計画の実施工事のための贈与に關する日本国政府とカンボディア王国政府との間の協定の締結に關する友好及び協力のきずなを一層緊密にすることを希望し、特に、経済発展の分野におけるカンボディア王国政府の努力及び国民の生活水準の向上のための同政府の不断の配慮との関連において、ブレク・トノット川電力開発かんがい計画が重要な意義を有することを認めて、次のとおり協定した。

第一条

1 日本国政府は、附屬書に規定するブレク・トノット川電力開発かんがい計画（以下「計画」という。）の実施のため、カンボディア王国政府に対し十五億千七百四十万円（一、五一七、四〇〇、〇〇〇円）の贈与（以下「贈与」という。）を行なう。

2 贈与に係る支出は、日本国の供給者とカンボディアのソシエテ・ナショナル・デ・グラ

ン・パラージュ（以下「公社」という。）との間で締結される円貨建ての契約に基づく日本国の生産物及び日本人の役務の調達に充てるため、この協定の効力発生の日から行なわれる。

3 2に規定する支出は、両政府間の合意によつて延長されない限り、この協定の効力発生の日から四年の期間にわたつて行なわれるものとし、また、その期間内に合理的なかつ均衡した態様で配分される。

第二条

贈与に係る支出は、前条の規定にかかわらず、計画の実施工事の進捗状況に留意して行なわれる。

第三条

1 日本国政府は、公社が第一条2の契約によつて負担する債務の弁済に充てるため、第七条の規定に基づいて合意される手続に従い、カンボディア王国政府の名義で開設される贈与勘定に日本円で払込みを行なう。

2 日本国政府は、1の規定に基づき払込みにより、その払込みの時点において、その払込みの金額に相当する贈与に係る支出を行なつたものとみなされる。

第四条

カンボディア王国政府は、贈与に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に關し、海運会社及び海上保険会社の公正かつ自由な競争を妨げるいかなる制限をも課さない。

第五条

第一条2の規定に基づいて行なわれる日本国の生産物及び日本人の役務の供与のためカンボディアに在留することが必要とされる日本国民は、その職務の遂行のため、カンボディアへの入国及び同国における滞在に必要なすべての便宜を与えられる。

第六条

次のものに關連して日本国の国民及び会社その他の団体に課されることがあるすべての租税、関

税、手数料又は課徴金は、カンボディア王国政府が免除し、又は公社がその資金をもつて負担する。

1 計画の実施にあつて行なわれる活動から生ずる収入

2 計画の実施に関する役務の提供で自由職業者、専門家、技術者又は被用者が行なうもの及びそのような役務の提供に対する報酬

3 計画の実施に必要な生産物又は役務の輸入若しくは輸入又は消費若しくは使用及び必要となつたこれらの生産物の再輸出

第七条

この協定の実施に関する手続その他の細目は、両政府間の合意によつて決定される。

第八条

両政府は、この協定から生ずることがあり又はこの協定に関連するいかなる事項についても、相互に協議する。

第九条

この協定は、その効力発生のために憲法上必要とされる手続がそれぞれの国において完了したことを確認する旨の通告が交換された月の翌月の一日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けて、この協定に署名した。

千九百六十九年三月二十一日にプノンペンで、フランス語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

力石健次郎

カンボディア王国政府のために

ノロドム・プリスラ

附屬書 プレク・トノット川電力開発かん

がい計画の定義

プレク・トノット川電力開発かんがい計画とは、カンボディアのプレク・トノット川における電力開発かんがい事業の第一段階をいう。その建設工事の工期は約三年半とし、その総工費は二千七百万合衆国ドルに相当する額(そのうち外貨所要額は、約千八百萬ドル)と見積もられる。この計画の概要は、次のとおりとする。

1 フィル・タイプ・ダムは、プノンペンから約七十キロメートルの地点に建設される。このダムの堤頂の全長は、約十キロメートルとする。

その主要部(バラベクトを含む)の高さは、河床から二十八・五メートル、標高六十三・二五メートルとする。その建設工事の工期は、三年と予定される。

ダムにより、有効貯留量約九億八千万立方メートル、湛水面積約百九十五平方キロメートルの貯水池が造られる。ダムは、放流量毎秒四千四百立方メートル、長さ三百五十メートルのゲートなしのコンクリート余水吐けを備える。

2 ダムの直下に建設される発電所は、九百万ワットのタービン発電機二基を備えるものとす。その年間発電量は、平年なみの雨量の年には五千万キロワット時、雨量の少ない年には二千八百万キロワット時と見込まれる。その建設工事の工期は、三年半と予定される。

3 取水ダムは、前記のダムの約十二キロメートル下流に建設される。その建設工事の工期は、二年と予定される。

4 約五千ヘクタールの土地に必要な量の水を供給するかんがい施設は、プレク・トノット川の左岸の地域のうちプノンペンとシアヌークヴィルとの間の道路が横断する部分に設けられる。その工事の工期は、二年と予定される。

5 送電線は、発電所をキリロムとプノンペンとの間の既存の送電線のものよりの部分に接続するものとす。プノンペンに現存する変電所の配電

地域は、拡大される。

「山本利壽君登壇、拍手」

○山本利壽君 ただいま議題となりました条約二件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、フィリピンとの間の国際郵便為替約定は、フィリピンが万国郵便連合の郵便為替約定に参加してないため、二国間の約定を締結して、両国間で直接に郵便為替の交換を行なうとするものであります。郵便為替の表示通貨、料金の割り当て、振り出し及び払い渡しの方法等双方の郵便為替の交換業務を行なうために必要な基本的事項を取りきめております。

次に、カンボディアとの協定は、同国のプレク・トノット川電力開発かんがい計画の費用の一部として、わが国がカンボディア政府に対し、四年間にわたり十五億一千七百四十万円の贈与を行なうこと、また、この贈与は、わが国から生産物及び役務の購入に充てられること等を取りきめたものであります。

委員会におきましては、これら二件に対し熱心な質疑が行なわれましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

五月二十日、討論採決の結果、両件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

両件全部を議題に供します。両件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)
○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よつて、両件は全会一致をもって承認することに決しました。

本日はこれにて散会いたします。
午後三時三十二分散会

出席者は左のとおり。

議長 重宗 雄三君
副議長 安井 謙君

議員

- | | |
|---------|---------|
| 田淵 哲也君 | 青島 幸男君 |
| 萩原 隆三君 | 山崎 新治君 |
| 市川 房枝君 | 任田 正寿君 |
| 内藤 三郎君 | 後藤 賢作君 |
| 高橋 雄之助君 | 後藤 重雄君 |
| 片山 武夫君 | 村尾 重雄君 |
| 向井 長年君 | 横山 フク君 |
| 中村 正雄君 | 植竹 春彦君 |
| 小山 邦太郎君 | 山本 敬三郎君 |
| 山崎 五郎君 | 安田 隆明君 |
| 若林 正武君 | 長屋 茂君 |
| 増田 盛君 | 中山 太郎君 |
| 水野 鎮雄君 | 中村 喜四郎君 |
| 高田 浩運君 | 八田 一朗君 |
| 西村 尚治君 | 柳田 桃太郎君 |
| 宮崎 正雄君 | 黒木 利克君 |
| 佐藤 隆君 | 土屋 義彦君 |
| 橋本 正俊君 | 江藤 智君 |
| 高橋 文五郎君 | 大谷 謙之助君 |
| 船田 謙君 | 青田 源太郎君 |
| 大竹 平八郎君 | 藤田 正明君 |
| 柴田 栄君 | 大谷 謙雄君 |
| 栗原 祐幸君 | 前田 佳都男君 |
| 梶原 茂嘉君 | 鍋島 直昭君 |
| 小枝 一雄君 | 新谷 寅三郎君 |
| 増原 恵吉君 | 河野 謙三君 |
| 徳永 正利君 | 杉原 荒太郎君 |
| 石原 幹市郎君 | 山崎 竜男君 |
| 上原 正吉君 | 玉置 和郎君 |
| 鈴木 亨君 | 近藤 英一郎君 |
| 沢田 一精君 | 大松 博文君 |
| 玉置 猛夫君 | 小林 国司君 |
| 鈴木 省吾君 | 佐藤 一郎君 |
| 久次米健太郎君 | 山本 茂一郎君 |
| 山内 一郎君 | 鬼丸 勝之君 |
| 中津井 真君 | 大森 久司君 |
| 内田 芳郎君 | 岩動 道行君 |
| 津島 文治君 | 河川 陽一君 |
| 和田 鶴一君 | 二木 謙吉君 |
| 丸茂 重貞君 | 井川 伊平君 |
| 長谷川 仁君 | 谷口 茂吉君 |
| 櫻井 志郎君 | 田中 茂雄君 |
| 村上 春藏君 | |

昭和四十四年五月二十三日 参議院会議録第二十五号 質問主意書及び答弁書

六八四

西田 信一君 平島 敏夫君
山本 利壽君 八木 一郎君
田口長治郎君 平井 太郎君
寺尾 豊君 古池 信三君
郡 祐一君 青木 一男君
小林 武治君 重政 庸徳君
吉武 恵市君 木村 陸男君
植木 光教君 長田 裕二君
上田 稔君 佐田 一郎君
菅野 儀作君 源田 実君
久保 勘一君 川上 為治君
山本 杉君 米田 正文君
温水 三郎君 森 八三一君
三木與吉郎君 塚田十一郎君
赤岡 文三君 高橋 衛君
斎藤 昇君 塩見 俊二君
廣瀬 久忠君

國務大臣

外務大臣 愛知 揆一君

朝鮮問題に關する国連決議及び日米安保条約の事前協議に關する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和四十四年四月二十四日

参議院議長 重宗 雄三殿

多田 省吾

朝鮮問題に關する国連決議及び日米安保条約の事前協議に關する質問主意書

去る四月十五日の北朝鮮清津沖で起つた米軍偵察機E C121墜落事件は、米海軍第七十一特別機動部隊の日本海出動という準戦時体制ともいふべき憂慮すべき事態となつた。

この事態は、わが国の安全と極東の平和を極度に脅かすものである。

しかるに政府は安保条約の事前協議事項におい

て、一機動部隊であつても、寄港ならば対象外という統一見解を発表し、事前協議の空洞化を意圖していることが明らかになつたのである。

このときあたり、わが党が従来より政府を追及して来た、わが国が戦争に巻き込まれる危険性を有する三十八度線突破に關する国連決議の共同提案となつてゐることについて、安保条約との關係上、ここに改めて政府の統一見解をただすものである。

一、政府の統一見解によれば、朝鮮派遣国連軍に三十八度線突破を許したのは一九五〇年六月二十五日及び二十七日の国連安保理決議であるといふ。しかし、ソ連ならびに紛争当事国の出席なしに行なわれたこれらの決議は、国連憲章第二十七条、第三十二条などに違反したものでないか。

違反したものでないとするならばその理由を問う。

二、政府は、一九五〇年六月二十七日の国連安保理決議にいう「国連加盟国が、武力攻撃を撃退し、かつ、この地域における國際の平和及び安全を回復するために必要と思はれる援助を大韓民国に提供するように勧告する」といふ部分が、国連軍に三十八度線突破を許したものと解釈してゐる。しかし、この文章だけからそのような解釈をひき出すことは無理ではないか。

当時からソ連はこの決議を認めず、またイギリス、インド及びアメリカのトルーマン大統領などは、この決議によつて三十八度線突破が許されるとは考へてゐなかつたことが、外務省編「朝鮮事變の経緯」に明らかにされてゐる。ところが去る四月一日、参院予算委における多田委員に対する答弁で、重光国連局長は、「加盟国はすべて法律上の見解として」これらの決議が国連軍に三十八度線突破を認めたものと考えてゐる、といつてゐる。これは明らかに事実と反するのではないか。事実と反しないとするならばその理由を問う。

三、国連安保理や総会の朝鮮問題に關するすべての決議は、国連憲章第三十九条にもとづく勧告決議であるから法的拘束力をもつものではない、といふのが重光国連局長の解釈である。

それはその通りと思はれる。ただし、日本の立場は、日米安保条約、日韓基本条約で、米韓兩國との「国連憲章の原則による協力」を約束し、さらに一九六六年以来、米韓ともに朝鮮問題決議（従来の朝鮮問題決議のすべてを再確認してゐる）の共同提案国になつてゐる。従つて、その勧告に対して協力する義務を負ひ、法的拘束を受けてゐるのではないか。もし法律的拘束を受けないとするならば、その理由を問う。

四、もし法律的拘束力を受けてゐるとするならば、戦闘再開の場合、これらの決議および朝鮮の休戦に關する共同政策宣言（一九五三年七月二十七日）により、国連軍としての米軍が、在日基地を出撃して三十八度線以北を攻撃するとき、日本に事前協議を求めたとしても、日本は拒否することができないのではないか。

拒否できるとすれば、その法律的根拠を問う。

五、政府は、一九五〇年六月二十七日の安保理決議の「国連連合加盟国が、武力攻撃を撃退し、かつ、この地域における國際の平和及び安全を回復するために必要と思はれる援助を大韓民国に提供するように勧告する」といふ部分が、国連軍に三十八度線突破を許したものと解釈してゐる。

六八年十二月十六日の朝鮮問題決議においても過去の朝鮮問題決議はすべて「再確認」されておき、また、その決議前文において「この地域における國際の平和及び安全の完全な回復を妨げている緊張」の存在という実態が明らかにされてゐる。従つて、もしも休戦協定が破られ、戦争が再開されるという事実問題が発生した場合、国連軍に三十八度線突破を許した前記の法的理由づけは直ちに復活するではないか。

もし復活しないとするならば、その理由を問う。

六、昨年四月十日、矢追委員が「休戦協定は平和条約ではない。何か突発した場合には三十八度線突破決議が効力を發揮してくるのではない」と質問したのに対し、政府側（重光国連局長）は、安全弁として二つの事項をあげた。

その一つは、戦闘行為がいずれの側からおこつても、まず休戦協定違反の問題になること。

その二つは、国連が新たな措置をとること。

しかし、従来の朝鮮問題諸決議を承認してゐる国連が一体どのような新たな措置をとることができるのか。それがどんな効果があるのかを問う。

七、また、日米安保条約、日韓基本条約に拘束されてゐる日本は、米韓兩國と異なる国連政策をとることができないのではないか。もし、異なる国連政策をとることができるとするならば、その法律的根拠を問う。

八、米韓は、国連憲章第五十一条の集団的自衛権にもとづいてベトナム戦争を行なつており、政府は、それを正当として支持してゐる。しかも国連安保理は、これに対して、事実上なんの新たな措置もとることができず戦争が続いてゐる。

もしも、朝鮮において米軍ないし、国連軍が国連憲章第五十一条にもとづいて戦争を行なう場合、政府は「日米安保条約」「吉田・アチソン交換公文等」に關する交換公文「国連軍に關する

地位協定」により、それを支持し、在日米軍基地の使用を拒否できないのではないか。すなわち拒否すれば「吉田・アチソン交換公文等に関する交換公文」等は死文化してしまふことになる。

もし拒否できるとすれば、その法律的根拠を問う。

九、また、その場合、ベトナム戦争と同じく、国連はなんの措置もとることができないのではないか。

もしなんらかの措置をとることができるとすれば、どのような措置をとることができのかを問う。

一〇、去る四月一日、多田委員に対する愛知外相の答弁によれば、安保条約第六條にいう事前協議は、純法律的にみた場合、その発議権は、アメリカにあるだけで日本にはないことが明らかにされている。

沖縄の米軍兵力は明らかに事前協議の対象となるべき規模をもっているが、沖縄返還交渉において、米軍側から事前協議の申し出がなければ、事前協議することができないのか。

もしできるとすればその法律的根拠を問う。

一一、安保条約第六條の事前協議において、日本がノーといつた場合、アメリカが強行すれば、「これは当然条約違反である」というのが政府(愛知外相)の解釈である。

その場合、日本がノーという権利はあるのか。

その法律的根拠はなにかを問う。

一二、また、そのような「条約違反」をアメリカ側が犯した場合、日本はそれを阻止するために、どのような効果ある措置をとることができののか、その法律的根拠を問う。

昭和四十五年五月二十日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

参議院議長 重宗 雄三殿

参議院議員多田省吾君提出朝鮮問題に関する国連決議及び日米安保条約の事前協議に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員多田省吾君提出朝鮮問題に関する国連決議及び日米安保条約の事前協議に関する質問に対する答弁書

一、御指摘の国連安保決議は、いずれも合法であり、憲章第二十七條、第三十二條に違反するものではない。

二、安保理における非手続問題審議の際の常任理事国の欠席は、拒否権の放棄であつて決議の成立を妨げるものではないとの解釈に基づいて御指摘の決議が採択されたものである。

三、一九五〇年六月二十五日と同二十七日の安保理における議題が「大韓民国に対する侵略の提訴」であつたこともあり、安保理は、審議の対象が憲章第三十二條に規定する単なる紛争でなく、侵略又は平和の破壊という緊急の場合であるとして、北朝鮮招請決議案(ニューゴースラヴィア提出)を否決したのである。

四、一九五〇年の第五回総会における朝鮮問題審議の際、米、英、オーストラリア、カナダ、フィリピン、オランダ等を含む大多数の加盟国は、同年六月二十七日の安保理決議は必要に依り国連軍に三十八度線を越えて行動できる権限を与えたものである旨の見解を明らかにし、または、かかる見解を支持した。

五、従つて、必ずしも文字どおりすべての加盟国ではないが、ソ連諸国を除く殆んどすべての加盟国がかかる見解を有していたか、または支持していたといふことができる。

六、外務省作成の「朝鮮事変の経緯」にトルーマン大統領あるいは英政府が、六月二十八日の安保理決議以後も、国連軍は三十八度線を越えるかどうかについて決定を行なつていない旨表明しているとの記述があるが、これは両国の法律の見解について述べたものではなく、三十八度線突破の是非についての政策的判断が留保されている事実を述べたものに過ぎない。

七、わが国が、日米安保条約、日韓基本条約において、国連強化あるいは国連憲章の原則の尊重を約束しているのは、米国又は韓国との協力において、国連憲章の目的ないし原則に従う旨を明らかにしているにすぎず、憲章上義務的でない国連の勧告についてまでこれを法的拘束力あるものとして認める趣旨でないことは言うまでもない。

八、毎年の国連総会で採択されている朝鮮問題決議は、勧告的性格を有する従来の諸決議を確認したものであつて、これらの決議の共同提案国になることによつて勧告の実現に協力する何らの法的拘束を受けるものではない。

九、なお、重光国連局長は、従来、国連安保理の朝鮮問題に関する決議は、国連憲章第三十九條にもとづく勧告的決議であるから法的拘束力をもつものではないとの趣旨を述べているのみであつて、總會決議について質問冒頭部分の如き解釈を示したことではない。

一〇、前記三、二において述べたとおり、わが国は、関係諸決議の勧告に協力すべき法律的拘束を受けるものではない。

一一、なお、米軍が国連軍として在日施設・区域を基地とした戦闘作戦行動を行なうとする場合の事前協議は、一般の米軍の行動の場合と同様に、わが国としてはわが国の利益すなわち日本の安全を確保する見地を考慮して、自主的に諾否を決定することができ。その根拠は、吉田・アチソン交換公文等に関する交換公文及び日米安保条約第六條の実施に関する交換公文である。

一二、休戦協定が有効に存する以上、北朝鮮側の戦闘行動は、一般には、休戦協定の違反問題として対処されるのであり、国連軍が、防衛的行動は別として、北朝鮮に対し六月二十七日の安保理決議を根拠として軍事行動を起こすことが出来ないことは勿論である。

一三、もつとも、大規模な協定違反、例えば北朝鮮側から大量兵力による新たな侵略が行なわれた場合には、これは休戦協定によつては処理できない事態であるので、このようにな重大な事態が発生する場合には、国連としても、当然かかる新たな事態に対する措置をとるものと考えられる。

一四、仮りに北朝鮮よりの新たな軍事行動があつた場合には、安保理は一九五〇年の際のように憲章第三十九條にもとづく勧告のほか、憲章の建前として第四十一條、第四十二條にもとづく、義務的な非軍事的措置、軍事的措置を決定しうる。また、安保理が拒否権行使によりその任務遂行に失敗した場合、總會は、一九五〇年の平和のための統合決議に基づきその適当と認める措置を勧告することができ。

一五、かかる措置がいかなる効果を有するかは新たな決議の内容及び文言にかんによる。

一六、一において述べた如く、わが国は日米安保条約、日韓基本条約のいずれにおいても国連憲章の目的ないし原則に従う旨を明らかにしているにすぎず、具体的案件につき米国又は韓国と同一の国連政策をとることは約している。

一七、吉田・アチソン交換公文等に関する交換公文第三項に規定するところ、一國際連合統一司令部の下にある合衆国軍隊による施設及び区域の使用並びに同軍隊の地位は、

昭和四十四年五月二十三日 参議院會議録第二十五号 質問主意書及び答弁書

日米安保条約に従つて行なわれる取極により規律される」とこととなつてゐる。事前協議を定めてゐる安保条約第六条の実施に関する交換公文もここにいう取極に含まれてゐるので、国連軍として行動する米軍についても、この交換公文に定める事前協議事項については、当然日本との事前協議が行なわれることとなつてゐる。

2 米軍以外の国連軍については、「日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定」の第五条に関する公式議事録において「日本国政府が日本国において国際連合の軍隊の使用に供する施設は、朝鮮における国際連合の軍隊に対して十分な兵站上の援助を与えるため必要な最小限度に限るものとする」と定めてゐるところからも明らかとなるように、兵站支援に限られることとなつてゐる。

九、いかなる場合においても、国連がとるべき措置については、六、一において述べたとおりであるところ、国連が具体的にいかなる措置をとるのかについては、国際情勢、各国の態度など種々の要素を勘案しつつ決定するものである。

一〇、1 日米安保条約第六条の実施に関する交換公文にいう「事前協議」は米側に対し列記の三事項（即ち、配置における変更、装備における重要な変更並びに戦闘作戦行動のための基地としての施設区域の使用）のいずれかに該当する行動をとろうとする場合には、わが国政府と予め協議することを義務付けてゐるものである。従つて、米側が、これらの行動をとろうとするは事前協議は当然のことながら、米側がこの義務を履行するためにイニシアティブをとらねばならない性質のものである。このことは交換公文がこれらの事項は「日本国政府との事前の協議

の主題とする」と定めてゐることに明らかに表現されてゐるところである。

2 しかしながら、米側から何ら協議の申し出がされないにも拘らず、日本側から事前協議の対象とならうとする問題について米側に協議を申し入れることは、当然なしうることであり、この点は条約の第四条に「締約国はこの条約の実施に關して隨時協議」するとの規定があることから明白である。

3 いずれにせよ、沖縄の施設権返還時にいかなる米軍兵力が駐留するかは、返還交渉の際に日米間において十分協議されるところであつて、安保条約第六条の実施に關する交換公文に基づく事前協議の問題は生じない。

一、日米安保条約は相互の信頼の基礎の上に成立しており、事前協議事項について、米政府がわが国の意に反して行動するようなことは、事前協議制度の趣旨にかんがみありえないことである。この点は条約交渉の過程において日米間に十分了解されてゐたところであり、また、岸・アイゼンハワー共同コミニケにおいて明確に確認されてゐる。

二、前記一、のとおり、事前協議事項について米政府がわが国の意に反して行動するようなことは考えられないところである。

〔第二十二号参照〕

審査報告書

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十四年五月八日

運輸委員長 岡本 悟
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書
一、委員会の決定の理由

本法律案は、日本国有鉄道の財政の再建に資するため、日本国有鉄道の普通旅客運賃の額を改定するとともに、旅客運賃の等級を廃止する等の改正をしようとするもので、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

国鉄財政の再建促進にあつては、政府及び国鉄は、特に左の事項に留意し万遺憾なきを期すべきである。

一、国鉄は輸送力の増強と安全の確保に万全を期し、特に通勤輸送の改善には特段の努力を払うべきである。

一、地方における赤字線の存廃は関係地域の住民にとつて極めて重大な問題であるから慎重に検討し対策を講ずべきである。

一、公共負担をはじめ国鉄財政圧迫の要因となつてゐる諸問題については検討を加へ適切な措置を講ずべきである。

一、政府は新国土総合開発計画の構想に基いて基本的な交通政策の確立を期すべきである。

一、国鉄は企業努力にあつては、労使間の円満な協力体制を維持するように努力すべきである。

右決議する。

審査報告書

日本国有鉄道財政再建促進特別措置法案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十四年五月八日

運輸委員長 岡本 悟
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、日本国有鉄道の財政の現状にかんがみ、その財政の再建に關し、政府の基本的方針及びこれに基づく日本国有鉄道の経営の基本的な計画並びに国のとるべき援助等について定めようとするもので、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用
本法施行に要する経費として、昭和四十四年度一般会計予算に日本国有鉄道財政再建助成費八十四億五千七百二十五万五千円が計上されてゐる。

附帯決議
国鉄財政の再建促進にあつては、政府及び国鉄は、特に左の事項に留意し万遺憾なきを期すべきである。

一、国鉄は輸送力の増強と安全の確保に万全を期し、特に通勤輸送の改善には特段の努力を払うべきである。

一、地方における赤字線の存廃は関係地域の住民にとつて極めて重大な問題であるから慎重に検討し対策を講ずべきである。

一、公共負担をはじめ国鉄財政圧迫の要因となつてゐる諸問題については検討を加へ適切な措置を講ずべきである。

一、政府は新国土総合開発計画の構想に基いて基本的な交通政策の確立を期すべきである。

一、国鉄は企業努力にあつては、労使間の円満な協力体制を維持するように努力すべきである。

右決議する。

審査報告書
通行税法の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十四年五月九日

大蔵委員長 丸茂 重貞
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定理由
本法律案は、日本国有鉄道の旅客運賃及び料金につき等級が廃止されることに伴ひ通行税の課税について所要の調整を図るとともに、寝台料金の改定に伴ひその課税最低限を引き上げようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

明治三十五年三月三十一日
第三号郵便物認可

定価 一部 四十円
(送料別)

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷
電話 東京 五八二 四四二一(六代)